備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

	国又は地域		［略］	ベネズエラ	ベリーズ	ペルー	［略］	スーダン	セーシェル	セネガル	［略］
	種別	単位		ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	ソル		ポンド	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	CFAフラン	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			1,300	43	71		355	296	13,000	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			300	11	18		89	74	3,000	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			900	29	47		236	197	8,000	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			200	7	12		59	49	2,000	

改正前

	国又は地域		［略］	ベネズエラ	［項を加える。］	ペルー	［略］	スーダン	［項を加える。］	セネガル	［略］
	種別	単位		ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ		ソル		ポンド		CFAフラン	
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			1,300		71		355		13,000	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			300		18		89		3,000	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			900		47		236		8,000	
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			200		12		59		2,000	